

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

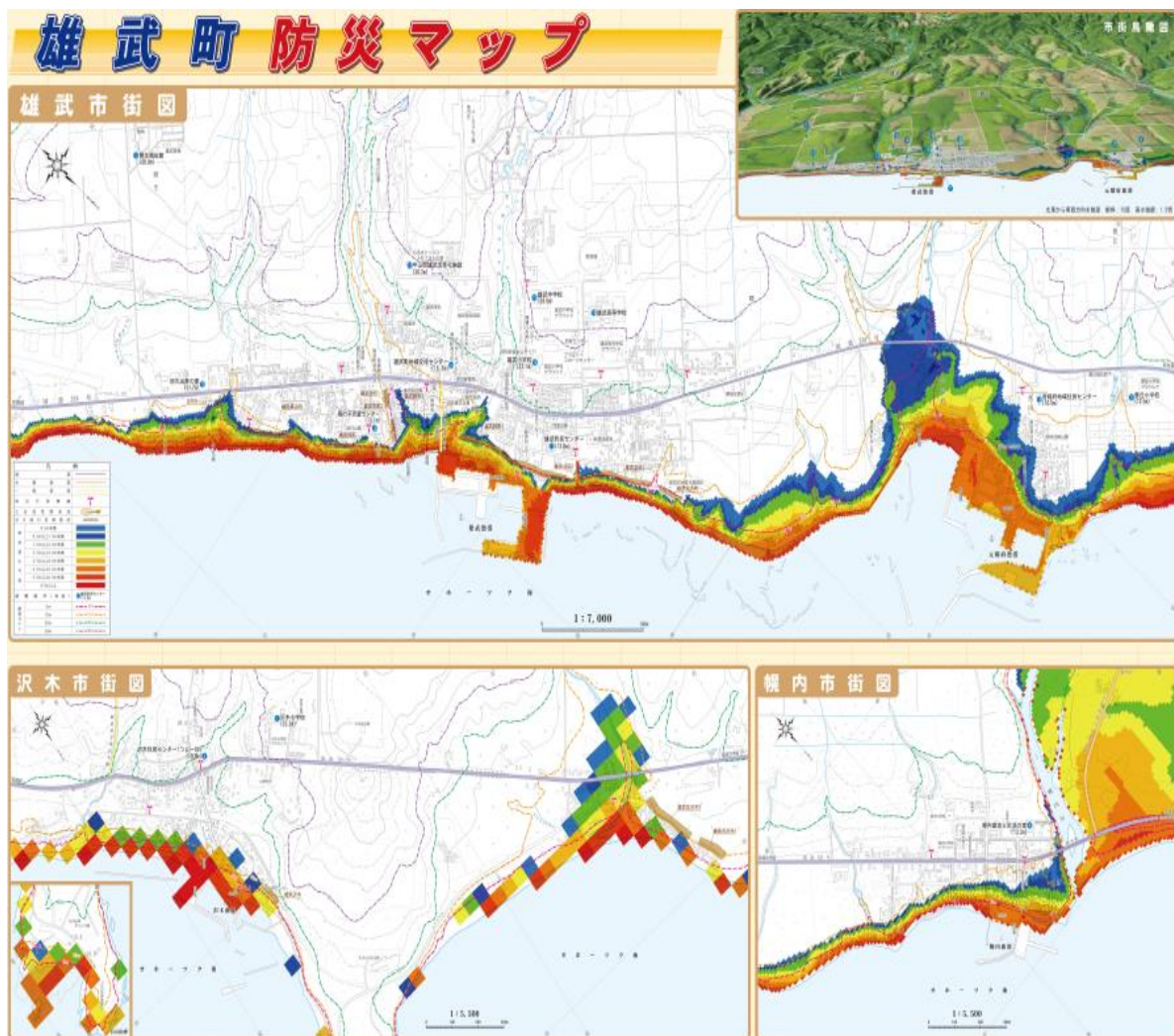
(1) 地域の災害リスク

(洪水) 雄武町防災マップより抜粋)

雄武町の津波による浸水想定区域は、雄武町防災ハザードマップによると、オホーツク海側の住宅地において、0.5m未満～6.0m以上の浸水深が想定されている。

国道238号線の中心市街地は元稲府の一部の地域を除き浸水想定区域に含まれていない。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
東浜町、旭町、栄町、錦町、港町、北浜町、元稲府、魚田	0.5m～6.0m未満	40
沢木、元沢木	0.5m～6.0m未満	4
幌内	0.5m～6.0m未満	3



(雄武町防災マップより抜粋)

(土砂災害)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、雄武町の元沢木、北浜町、錦町、旭町地区等が、急傾斜地の崩壊の特別警戒区域に指定されており、対策が必要とされている。

雄武町の指定状況

※指定年月日が空欄は、基礎調査実施済みで未指定の区域です。

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	位置図	区域図	備考
土石流	雄武町上沢木	もさまん橋の沢川	11-76-0410	平成30年03月02日	○	-			
土石流	雄武町上沢木	上沢木沢川	11-76-0400	平成30年03月02日	○	-			
土石流	雄武町上沢木	御西橋の沢川	11-76-0430	平成30年03月02日	○	-			
土石流	雄武町上沢木	福祉会館沢川	1-76-0420	平成30年03月02日	○	-			
土石流	雄武町南雄武	門伝の沢川	11-76-0450	平成30年03月02日	○	-			
急傾斜地の崩壊	雄武町沢木	雄武元沢木1	11-7-150-1997	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町沢木	雄武元沢木2	1-7-137-2631	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町北浜町、潮見町、新町	雄武北浜1	1-7-131-2625	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町北浜町、末広町	雄武北浜2	1-7-132-2626	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町北浜町、曙	雄武北浜町	11-7-148-1995	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町旭町、日の出北町、日の出仲町、東浜町	雄武旭町	1-7-135-2629	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町東浜町、新日の出町	雄武東浜町	1-7-136-2630	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町本町、栄町	雄武栄町1	1-7-134-2628	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町日の出北町	雄武栄町2	11-7-149-1996	平成30年03月02日	○	-			
急傾斜地の崩壊	雄武町沢木	雄武沢木	1-7-138-2632	平成30年03月02日	○	○			
急傾斜地の崩壊	雄武町港町	雄武錦町1	1-7-133-2627	平成30年03月02日	○	○			

注) 指定年月日が空欄の区域は未指定です。

注) 警戒・特別警戒区域欄の括弧書き「(○)」は、備考欄に記載している隣接市町村で計上しているため、集計から除いています。

(北海道土砂災害警戒情報システムより抜粋)

(地震)

雄武町各地域に影響を及ぼす可能性のある地震については、地震調査研究推進本部が発表する資料によると、十勝沖の地震及び十勝平野断層帯主部による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは、十勝平野断層帯主部における地震となっており、震度5弱の地震が想定されているが、今後30年以内の発生確率は0.1%~0.2%となっている。

しかしながら、2018年9月の北海道胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、雄武町も電力復旧するまで商品の廃棄や物流の停止など大きな影響を受けた。

断層帯名	長期評価で予想した地震規模マグニチュード	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
十勝平野断層帯	8.0程度	0.1~0.2%	0.2~0.3%	0.5~0.6%	1.3以下	約1万7千年~2万2千年 不明

(出典：地震調査研究推進本部)

(雪害)

近年、発達した低気圧により各地域において、局所的な暴風雪や大雪に見舞われることがあり、国道及び幹線道路で風雪による視界不良で通行止めが発生し顧客の往来や物流が途絶えることで、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼすことから、雪害に備えた対策を進めていく必要があると考える。

(その他)

雄武町における近年の災害履歴は、台風などの爆弾低気圧の通過により、水産被害と、河川の氾濫による浸水被害が発生している。

なお、当町の気候環境は年間を通して冷涼であり、最高気温は真夏でも30℃を越すことはあまりなく、最低気温は1月～2月頃の厳寒期でマイナス20℃となっている。

年月日	種別	災害の概要	被害総額
平成27年10月	台風23号 大雨、暴風、波浪、洪水警報	農業被害 5件 土木被害 25か所 水産被害 (漁港、網など) 林業被害 5か所	1億110万円
平成26年8月	大雨	床下浸水 1棟 農業被害 7件 土木被害 21か所 林業被害 5か所 避難者 5世帯9名	不明
平成26年8月	大雨 大雨・洪水警報	町道通行止め (栄丘) 幌内小学校の池の溢水	1,312万円
平成18年10月	低気圧の通過	水産被害 (定置網、底引網) 林業被害 88件 最大風速 16m 最大瞬間風速 30.5m 総雨量 雄武 81.5mm 上幌内 168.0mm 中雄武 69.0mm	4億7,978万円
平成16年9月	台風18号	住宅被害 398棟 非住宅被害 131棟 最大風速 27.6m 瞬間最大風速 51.5m	不明
平成13年9月	台風15号及び 秋雨前線	床上浸水 7棟 床下浸水 15棟	1億9,142万円
昭和54年10月	台風20号により 川の氾濫	床上・床下浸水 55棟 牛 3頭流出	1億9,602万円

(出典：雄武町地域防災計画より)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 210人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 148人 (独自データ)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	28	25	町内に広く分散
	製 造 業	29	22	〃
	卸 売 業	8	4	〃
	小 売 業	35	24	市街地に集中
	飲 食 業	28	21	町内に広く分散
	サービス業・その他	82	52	〃

(3) これまでの取組

1) 雄武町の取組

項 目	年 月	備 考
雄武町防災会議条例	S38.4	
雄武町地域防災計画	S38.4	H29.4月改定
防災訓練の実施	R1.10	「総合防災訓練」の実施 避難所開設訓練の実施、緊急車両展示、煙体験ハウス、段ボールベッド、炊き出し(カレー)、気象に関する講話の実施
防災備品の備蓄	R3.11	主食計 約2,204食 副菜計 約400食 液体ミルク 240ml×72本 飲料水 2ℓ 637本 毛布 600枚 等

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	R2.11	チラシ配布
事業継続計画について周知	R2.11	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	R2.11	広報記事掲載(北海道・日本政策金融公庫資金)
損害保険への加入促進	適宜	チラシ配布
火災共済加入促進	適宜	チラシ配布

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対して、体調不良者を出社させないルール作りやリスクファイナンス対策としての保険の必要性といった、感染症対策の周知が十分になされていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と雄武町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	28	25	2	2	2	2	2
製造業	29	22	2	2	2	2	2
卸売業	8	4	1	1	1	1	0
小売業	35	24	2	2	2	2	2
飲食業	28	21	2	2	2	2	2
サービス業・その他	82	52	2	2	2	2	2
合計	210	148	11	11	11	11	11

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、おおむね3期（15年）で地域の全小規模事業者が策定するよう設定した

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と雄武町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

雄武町	雄武町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・雄武町商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数					
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	
建設業	28	25	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	29	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
卸売業	8	4	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
小売業	35	24	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
飲食業	28	21	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	82	52	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	210	148	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

- 事業継続力強化計画を策定しフォローアップを実施する。

- ・雄武町、商工会の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、雄武町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	地域交流センターの防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	雄武町産業振興課商工観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ雄武町産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内の感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いの徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・雄武町災害対策本部の方針に従い、雄武町産業振興課商工観光係と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

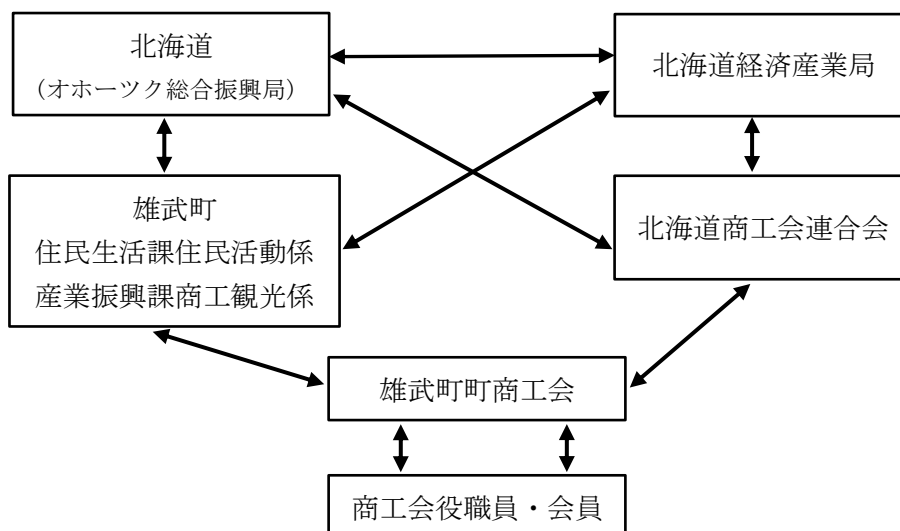
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と雄武町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ雄武町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について雄武町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

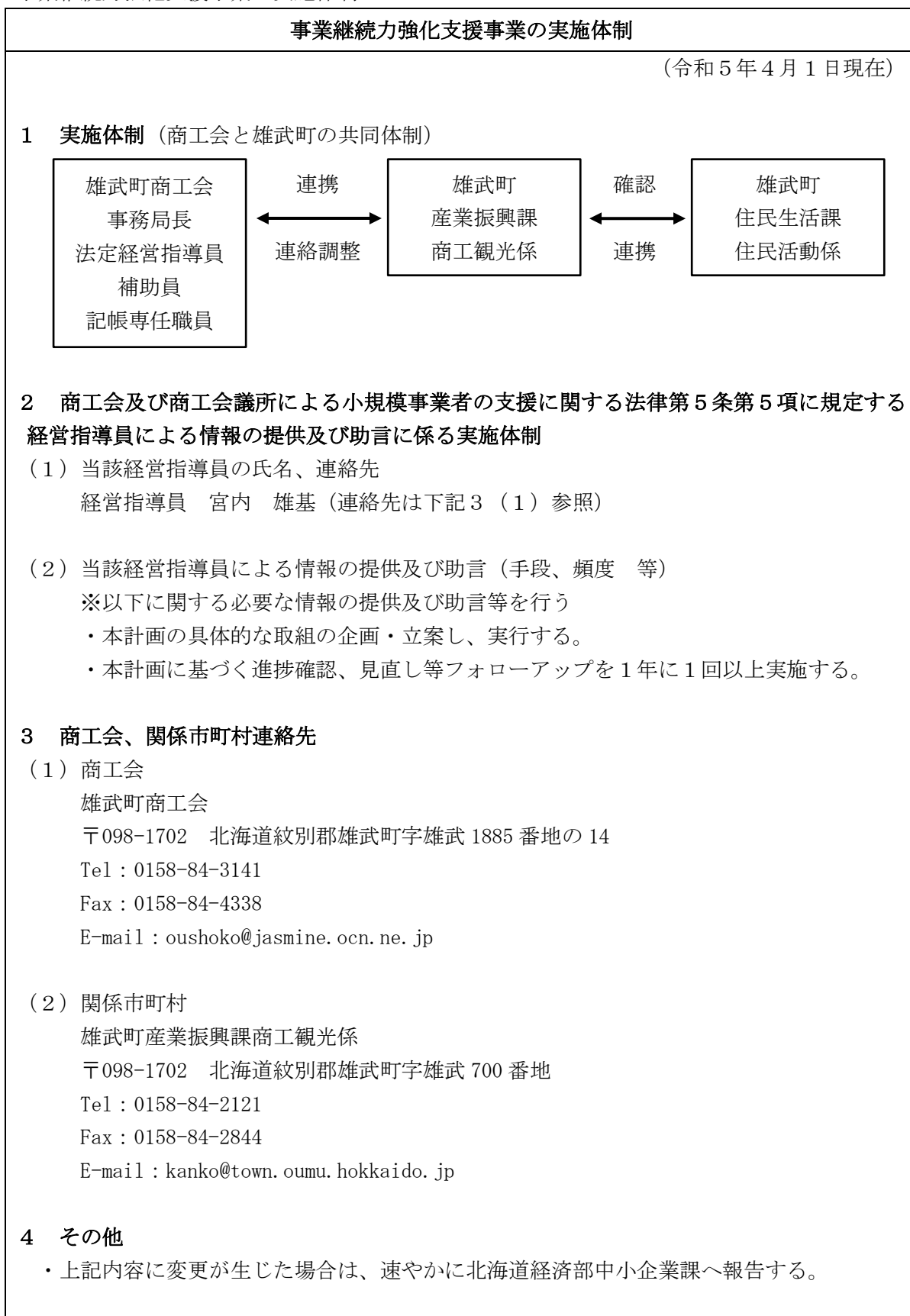
- ・雄武町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、雄武町・雄武町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、雄武町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。